

屋外広告物の制限地域 [亀岡市全域]	適用除外 [許可不要]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の規定により表示する広告物、掲出物件 ・ 国、地方公共団体が公共目的をもって表示する広告物、掲出物件 ・ 公職選挙法によるポスター、立札等又は掲出物件 ・ 自己の氏名・名称・店名・商標・事業・営業内容を表示するため、自己の住所・事業所・営業所・作業所に表示する長さ5m以下で5㎡以下の広告物、掲出物件 ・ 冠婚葬祭等のための一時的な広告物、掲出物件 ・ 講演会、展覧会、音楽会等のために一時的に会場の敷地内に表示する広告物、掲出物件 ・ 速報で表示面積0.5㎡以内で掲出期間を明記したもの ・ はり紙で表示面積0.25㎡以内・1辺80cm以下・掲出期間30日以内・期間・氏名等を明記したもの ・ 政治資金規正法の第6条第1項の届出を行った政治団体が、政治活動のために表示するはり紙・はり札・広告旗・立看板等 	
	許可要件	路上広告塔	高さ2m以下
		屋上広告塔	永久構造物であること 設置する建築物または工作物の高さの1/3以下で地上高さ46m以下
		一般広告塔 [立体広告等]	木造の場合は地上10m以下、その他は地上30m以下 交差点から20m以上離れていること
		軒下広告物	壁面直接設置の場合(直描含む) … 壁面面積の1/2以下で壁面長さを超えない 壁面突出で壁面並行の場合 … 壁面面積の2/3以下で20㎡以下、壁面同一方向の長さを超えない 壁面突出で壁面直角の場合 … 表示面積10㎡以下で突出1m以下、道路上に突出しない
		屋上広告物	洋風屋根に設置する場合 … 縦3m以下で屋根幅を超えない 和風屋根に設置する場合 … 縦2m以下で屋根幅を超えない、上端が大棟を超えない 永久構造物であること 屋根面に直描しないこと
		立看板	縦2m以下 横1m以下 高さ30cmの脚を有すること 掲出期間が30日以内 道路上に設置しないこと
		建植広告物 [平面広告板等]	表示面積は30㎡以内 上端高さ地上から6m以内 著しい変形でないこと 上下2段以上複合でないこと
		へい垣広告物	表示面積はへい面積の1/2以下 へいの高さを超えないこと 2個以上並べるときは同一の高さにすること 直描しないこと
		アーチ広告物	縦2m以下 繁華街その他これに準ずる地域での設置であること
		気球広告物	径3m以下の気球 綱の長さは45m以下 ネット面に広告物を設置 補助綱を用いること
		横断幕	縦1m以下 繁華街その他これに準ずる地域での設置であること
		幕広告	幅1.5m以下 長さ11m以下 布地
		はり紙	面積1㎡以下 1辺1m以下 掲出期間は30日以内 著しく変形でないこと
		意匠 【全広告物共通】	派手な色彩の使用を避け、シンプルな形状と少ない種類の色彩であること。
	色彩 【全広告物共通】	表示部の下地の基調となる色彩は、全ての色相で彩度が10以下であること。	

◆湯の花温泉景観形成地区

以上の全地区共通の基準に加え、以下の制限を定めます。

許可要件	規模・位置	建物の過半を広告塔化することを避けること。
	形態・意匠	建築物や地域景観との調和を図ること。 地域特性を活かした質の高いデザインとすること。 文字や紋様はシンプルなものとし、少ない種類の色彩とすること。 激しい動きや派手な色彩の光源、ネオンサインや可動式、点滅式光源を使用しないこと。